

# 「富士見市まちづくり寄附条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成23年2月8日  
秘書室地域活性化担当

富士見市は「富士見市まちづくり寄附条例（案）」に対する意見の募集を、平成22年12月6日から平成23年1月6日まで行いました。

その結果3通（10件）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

## パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成22年12月6日～平成23年1月6日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

## 募集意見（10件）

意見概要	対応方針	市の考え方
<p>（計画案に関する意見）</p> <p>①第1条(目的)では「寄附者の本市に対する思いを具体化」とあり、第3条(寄附金の用途指定等)でその思いを指定できることになっている。</p> <p>寄附の多寡により事業の質を左右したり、寄附の枯渇が基本施策の質・量を規定する虞がある。</p>	計画案どおりとします。	<p>当該条例案は、市が行う事業に対して賛同していただける方から寄附金を募り、協働して事業を進めていくための制度として考えております。</p> <p>事業は、市が行うものであり、寄附の有無が優先するものではありません。</p>
<p>②第2条(事業の区分)の5事業の他「自然環境保全・活用」「文化・スポーツ振興」「産業振興」「地域活性化」等の事業が挙げられようが、これ等との整合性はどの様に考えれば良いのか。</p>	計画案どおりとします。	<p>ご指摘の「自然環境保全・活用」等の事業につきましては、(4)安全で安心なまちづくりのための事業の中に、「文化・スポーツ振興」は、(3)生涯学習を推進するまちづくりのための事業の中に、「産業振興」及び「地域活性化」は、(5)その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業の中に含めた事業として考えております。</p>
<p>③第9条(繰替運用)は「市長は、財政上必要があると認めるときは・・・運用することができる」、第10条(処分)は「基金は、第2条各号の事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」とあり、財政事情が悪化により寄附者の思いの貫徹は叶わない場合があり得る。</p> <p>特に第2条(5)は「必要と認める事業」と白紙委任をしている。</p> <p>新たな施策の方向性や優先順位により、それまでの寄附による事業と齟齬を来す虞がある。</p>	計画案どおりとします。	<p>繰替運用は一時的なものであり、処分は本来の目的のために行うものです。</p> <p>また、事業は継続するものであり、当初の目的で寄附されたものを別の形で使用することはありません。</p>

意見概要	対応方針	市の考え方
<p>(その他の意見)</p> <p>①意見募集にあたっては、条例(案)を示すだけでなく、経緯等やまちづくり寄附基金条例(案)も添付して意見を求めるべきである。</p> <p>②字数制限の理由も示されず、電子メールによる「専用提出フォーム」では800字以内で意見を求めているが、「記入用紙」では字数制限を求めている。</p> <p>③別のパブリックコメントの結果公表で、様式に求められていない情報が公表された経緯がある。</p> <p>④第9条に「歳計現金」とあるが、一般市民にとって判り難く、用語解説などの配慮が必要ではないか。</p> <p>⑤市ホームページ記載の「計画案の閲覧および用紙配布場所」によっては、大量の情報の山から探さねばならない。 案件によっては見当たらない場合がある。</p> <p>⑥「ふるさと納税」による寄附金の活用事業(6つの選択肢)との整合性・異同をどの様に考えているのか。</p> <p>⑦他の基金条例(緑地保存、文化振興他)の目的との整合性もどの様に考えているのか。</p>	<p>貴重なご意見といたします。</p>	